

平成 29 年度山形県成長分野認証取得支援事業費補助事業募集要領

1 趣 旨

今後成長が期待される航空機関連及び医療・福祉・健康関連分野へ県内企業が参入を目指す場合に必要となる国際規格や法律上の認証等について、取得する際の経費に対して補助を行い、県内企業の成長産業市場への参入を支援します。

2 補助事業の概要

(1) 補助事業名

平成 29 年度山形県成長分野認証取得支援事業費補助金

(2) 補助対象経費※既に取得済みの認証に要した経費は対象外となります。

補助対象事業	補助対象経費	内容
1. 航空機関連認証取得推進事業 (補助対象認証：JISQ9100 認証又は Nadcap 認証)	申請料、審査料、認証料	
	翻訳料、通訳料	
	需用費	資料印刷費、図書購入費など
	コンサルティング経費	認証取得の外部専門家に支払う費用
	旅費	認証取得に必要な調査、出張のための経費
	負担金	認証取得に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	
2. 医療機器関連認証取得推進事業 (補助対象認証：医薬品医療機器等法認証又は ISO13485 認証)	申請料、審査料、認証料	医薬品医療機器等法に関する製造販売業許可及び製造業登録申請に係る手数料は除く
	翻訳料、通訳料	
	需用費	資料印刷費、図書購入費など
	コンサルティング経費	認証取得の外部専門家に支払う費用
	旅費	認証取得に必要な調査、出張のための経費
	負担金	認証取得に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	

(3) 補助率等

補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助上限額：100 万円

(4) 補助対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間

今年度内での認証取得を義務付けるものではないが、交付決定後 2 年以内の認証取得を目的とし、取得状況については随時報告を求めるものとする。

3 応募資格要件

(1) 応募資格

応募できる者は、山形県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有し、航空機関連、医療・福祉・健康関連分野に参入、又は参入を目指す中小企業（みなし大企業※は含まない）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- ① 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納している場合
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っている場合
- ④ 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動に実質的に関与している場合
- ⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある場合

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業をいう。

- ・ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。
- ・ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

4 応募書類の提出先について

(1) 受付期限

随時受付（平成30年3月中旬まで）

なお、予算が無くなり次第終了します。

(2) 提出方法

郵送又は持参。提出先は、「6 問い合わせ及び提出先」に記載した担当あてとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。

なお、郵送の場合、受付期限内に提出先に到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類

- ① 応募申請書【様式1】
- ② 事業計画書【様式2】

③ 事業見積書【様式3】

④ 応募する者の概要（企業パンフレット等）

(4) 提出部数

2部（正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可）

(5) 書類作成及び応募上の留意点

① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合がある。なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(6) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により「6 問い合わせ及び提出先」に記載された担当あて、FAX 又はメールにより行うこと。

5 審査・決定について

(1) 審査における照会等

応募のあった事業計画書等について、審査するにあたり、問い合わせ及び関係資料を求めることがある。

(2) 決定方法

事業目的を踏まえ、県において審査を行い決定する。なお、審査は書類審査によるものとし、審査結果に対する異議は一切受け付けない。また、審査の段階で補助対象経費を調整する場合がある。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は文書で通知する。なお、採択された場合は、当該通知と合わせて送付する補助金交付要綱に従い、速やかに交付の手続きを行うものとする。

6 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県商工労働部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

電話 023-630-2358 FAX 023-630-2695